

北上市告示乙第42号

地方自治法施行令第158条第1項の規定により、北上市の使用料の徴収及び収納事務を次のとおり委託した。

令和4年4月1日

北上市長 高橋 敏彦

1 委託の内容

学校開放施設の使用料及び夜間照明使用料の徴収及び収納事務

- (1) 黒沢尻東小学校
- (2) 黒沢尻西小学校
- (3) 黒沢尻北小学校
- (4) 立花小学校
- (5) 北上中学校
- (6) 上野中学校
- (7) 東陵中学校

2 受託者

北上市大通り一丁目3番1号 おでんせプラザぐろーぶ4階

特定非営利活動法人いわてNPO-NETサポート

代表理事 小瀬川 泰志

3 委託の期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで